



コスモス

Yamamoto Acc office



山本総合会計ニュース

編集 発行人
税 理 士

山本 孝久

〒152-0003
東京都目黒区碑文谷5-12-1
TS碑文谷ビル2F
TEL 03 (3791) 8863
FAX 03 (3791) 8292

10月

(神無月) OCTOBER

8日・体育の日

日	月	火	水	木	金	土
.	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	.	.	.

ワンポイント 狩猟税

狩猟者の登録を受ける者に対し都道府県が課税する目的税。税額は、網・わな猟等その狩猟免許の内容により、5,500円、8,200円、1万1,000円、1万6,500円に分かれています。平成22年度の税収は19億円。狩猟の時期は、北海道を除き原則11月15日～翌年2月15日とされています。

10月の税務と労務

- 国 税／9月分源泉所得税の納付 10月10日
- 国 税／特別農業所得者への予定納税基準額等の通知 10月15日
- 国 税／8月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等) 10月31日
- 国 税／2月決算法人の中間申告 10月31日
- 国 税／11月、2月、5月決算法人の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 10月31日
- 地方税／個人の道府県民税及び市町村民税の第三期分
納付 市町村の条例で定める日
- 労 務／労働者死傷病報告(7月～9月分) 10月31日
- 労 務／労災の年金受給者の定期報告
(7月～12月生まれ) 10月31日
- 労 務／労働保険料第2期分の納付 10月31日
(労働保険事務組合委託の場合は11月14日)

知っている则安心 ケガや病気に なつたときの給付

仕事以外の理由でケガや病気になるたときに、後になつてからあのとき給付について知つていればと思うことがあるかと思ひます。

給付は社員の申出、いわゆる自己申告が前提となつていますので、知識がないと給付を受けられないことがあります。

そこで、社員が知つていてと安心と思われ給付について説明します。

医師の指示により月の途中で転院する場合

患者の意思にかかわらず、入院途中で転院させられることがあります。転院後も健康保険からの保険給付は引き続き行われますが、高額療養費については注意が必要でしょう。

高額療養費は、被保険者または被扶養者が、同一の月にそれぞれ病院ごとに支払つた自己負担額が負担限度額（入院中の食事代や光熱水費は除く。以下同じ）を超える場合、または負担限度額に達しない場合であつても、二万一千円（七〇歳未満の場合）以上のものが複数生じたときはこれらを合算して負担限度額を超えたときには、その超えた額が高額療養費として支給されるというものです。

なお、同一世帯で直近の一年間に三回高額療養費が支給されると、四回目からは負担額が軽減される高額療養費多数該当世帯の負担軽減措置があります。

高額療養費は月を単位としていることから、入院中の患者が担当医師の指示により転院した場合であつて、複数の病院の医

療費がそれぞれ負担限度額を超えたときには、病院ごとに負担限度額を計算するのではなく、すべての医療費を合算して、改めて総医療費に基づき負担限度額が算定されますので、かなりの額が戻つてきます。

そのためには、被保険者は協会けんぽ等医療保険者に「高額療養費」の支給申請が必要です。

仕事中のケガの治療を健康保険で受診したとき

仕事中や通勤途中でケガ等をしたにもかかわらず、その治療を健康保険証を使用して受診した場合、まず、協会けんぽ等医療保険者からの給付額（保険者が医療機関等に支払つた診療報酬）を返還し、改めて、領収書や請求書を添付して、所轄労

働基準監督署に「療養補償給付たる療養の費用請求書」（通勤災害の場合は、「療養給付たる療養の費用請求書」）を提出して、被保険者が医療機関の窓口で支払つた原則三割の負担分と併せて全額を返してもらいます（労災事故にかかる治療費は無料です）。

この手続きは、医療機関により取扱いが異なることがありますので（月末前の場合、医療機関等で健康保険から労災保険に変更してくれるようです）、医療機関に相談するとよいでしょう。

なお、通常は診療報酬を協会けんぽ等の保険者に返還した後、かかつた費用を労災保険に請求しますが、協会けんぽ等の保険者からの給付額がかなり高額で、一時的に多大な経済的負担が生じる場合等は、先に所轄労働基準監督署に請求することも可能です。

海外で治療を受けたとき

被保険者または被扶養者が、

海外の病院等で、ケガや病気の治療等を受けた場合は、いったん現地の医療機関の窓口で請求額を支払い、後日、診療明細書等の日本語の翻訳文、翻訳者の氏名・住所・連絡先を記載した書類を添付して、「療養費（海外療養費）」の申請ができます。

現地で診療を受けた場合の支給額は、日本国内の医療機関等で、同じケガや病気を治療した場合に健康保険の適用が受けられる治療費を基準に計算した額から患者負担分を差し引いた額（実際に海外で支払った額のほうが低いときは、その額）です。したがって、現地での支払額は治療を受けた国により異なりますので、患者が負担する保険適用外の金額が著しく高額となることがあります。

外貨で支払った医療費については、支給決定を行う日の売りレートにより円換算され、支給額が計算されます。

なお、海外へ直接送金及び通知書を送付することはできませんので、申請書には日本国内の住所・金融機関口座を記入し、原則として事業主または日本に

在住の家族を経由して申請します。

民間の損害保険会社の海外旅行保険等に加入している場合は、併給調整がありませんので両方から受けられます。これにかかる申請、添付書類等の詳細については各保険者及び加入した損害保険会社にお問い合わせください。

領収明細書等は、医療機関から一通しか交付されませんので、協会けんぽ等保険者及び損害保険会社ともに、原本の提出を求めめる場合は、先に協会けんぽに海外療養費の申請を行うとよいでしょう。

切手を貼付して返信用封筒を同封し「原本返還希望」等と書いて申請すると、協会けんぽはコピーをとり、原本は返してくれるようです。

資格取得前の傷病

健康保険に加入する前のケガや病気の治療については、被保険者の資格取得が適正である限り（治療を受けるために資格を

取得したものでないと認められる場合等）、必要な給付は行われます。

年金事務所に「被保険者資格取得届」や「被扶養者（異動）届」を提出した場合であつても、被保険者証が交付されるまでには二週間前後かかります（保険者により異なります）ので、入社前や入社直後のケガや病気の治療を受けたい場合は、前記の届出と一緒に「健康保険被保険者資格証明申請書」を提出して、「健康保険被保険者資格証明書」を交付してもらうとよいでしょう。

この証明書は、有効期間はありませんが、その期間内であれば、病院等の窓口で原則三割の負担で治療を受けることができます。

被保険者証が交付される前に受診した場合は、原則的には医療機関の窓口で医療費の全額を支払い、後日、七割相当分を返還してもらう手続きが必要になります。その月内に被保険者証を提示すれば、三割負担で診察してくれるところもあるようです。

で、事情を説明して待つてもらおうよう相談するとよいでしょう。

けんかでケガをしたとき

健康保険法において、「被保険者がけんかなどで給付事由を生じさせたときは、保険給付は、その全部または一部を行わないことができる」と規定していますので、被保険者がけんかなどをした場合の治療費は全額自己負担となる可能性があります。

けんかは理由を問わず（正当防衛が認められる場合等を除く）先に手をあげた方が不利になります。

けんかは相手のある「第三者行為災害」ですので、たとえ殴って相手にケガをさせてしまった場合やけんかの仲裁に入ってしまったまま殴ってケガをさせてしまったような場合も、殴った者に協会けんぽ等から過失割合に応じてそのケガの治療費が請求されますので、留意するとよいでしょう。

後期高齢者医療制度の保険料の限度額が引上げ

2年ごとに行われる後期高齢者医療制度の保険料が見直され、平成24・25年度の保険料の賦課限度額が5万円引き上げられて55万円となりました。

後期高齢者医療制度の保険者は、都道府県を単位とする広域連合で、被保険者はその区域内に住む75歳以上の後期高齢者全員と、前期高齢者(65～74歳)のうち障害のある者です。

保険料は、原則として広域連合ごとに金額が設定され、介護保険と同じように後期高齢者ごとに保険料を賦課・徴収するしくみをとっています(徴収業務は区市町村)。

賦課額は、均等割(加入者全員が等しく負担する額)と所得割(所得に応じて負担する額)の2種類で構成され、その限度額は55万円です。

なお、均等割額、所得割額ともに次の軽

減措置が設けられています。

(1) 均等割額

同一世帯の被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額が

- ① ②の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下……………9割
- ② 所得の合計額が基礎控除額(33万円、以下同じ)以下……………8.5割
- ③ 33万円+(24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下……………5割
- ④ 33万円+(35万円×被保険者数)以下……………2割

(2) 所得割額

被保険者個人の所得が33万円以上58万円以下(年金収入で153万円以上211万円以下)の場合には5割軽減されます。

なお、これまで自分で保険料を支払っていなかった健康保険の被扶養者であった後期高齢者医療制度の被保険者については、所得割額の負担はなく、均等割額の9割が減額されます。

残業手当の定額払い

事業主が、時間外、休日、深夜労働を行わせたときには、一定率以上の割増賃金の支払義務が課せられます。

時間あたりの額は、時間給の場合はその額、日給の場合は1日の所定労働時間で割った額です。月給の場合も同様に月給額を1カ月の所定労働時間で割りますが、毎月の所定労働時間が同じであるとは限らないので、年間の所定労働時間数を12で割った1カ月平均所定労働時間数で算定することが認められています。

割増賃金算定の基礎から除外できる賃金は、家族手当、通勤手当、別居手当、子女教育手当、住宅手当、臨時の賃金、1カ月超ごとに支払われる賃金です。

残業手当を定額払いにする場合は、「定額分を超える時間数」、時間数で一律に決める場合は、「一定の時間数を超える時間数」に対しては、不足額を支払わなければなりません。

母子家庭自立支援給付金事業

母子家庭の母の経済的な自立を支援することを目的とする事業に、母子家庭自立支援給付金事業(①自立支援教育訓練給付金事業と②高等技能訓練促進費等事業の二つ)があります。

①は、教育訓練給付の受給資格がない者が適職につくために、指定教育講座を受講・修了した場合に、経費の二〇%(上限一〇万円)が支給されます。

②は、看護師等の資格取得をめざして一年以上養成機関に通っている期間中の生活費の一部を補てんする事業で、高等技能訓練促進費(月額一〇万円、市町村民税課税世帯は七万五〇〇円)、と入学支援修了一時金(五万円、市町村民税課税世帯は半額)があります。

問い合わせ先は、都道府県・市・福祉事務所設置町村です。